

【別紙】

## 起きてはならない最悪の事態を回避するための 施策及び国土強靱化の推進方針等

- 1 起きてはならない最悪の事態を回避するための施策  
及び国土強靱化の推進方針
- 2 分野ごとの国土強靱化の推進方針

# 目次

<b>1 起きてはならない最悪の事態を回避するための施策及び国土強靱化の推進方針</b> .....	1
<b>基本目標1 市民の生命と財産を守るインフラを強靱化する</b> .....	1
1-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下 .....	1
1-2 地域交通ネットワークの分断 .....	1
1-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 .....	1
1-4 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 .....	2
1-5 大規模津波等による死傷者の発生 .....	3
1-6 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 .....	3
1-7 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生 .....	3
1-8 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 .....	4
1-9 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 .....	4
<b>基本目標2 自助・共助の促進により地域の防災力を強化する</b> .....	5
2-1 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生 .....	5
2-2 防災意識の低さによる死傷者の発生 .....	5
2-3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 .....	6
2-4 地域コミュニティの崩壊等による復興等の大幅な遅れ .....	6
2-5 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生（1-4の再掲） .....	7
<b>基本目標3 公助の推進により災害への対応力を強化する</b> .....	7
3-1 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生 .....	7
3-2 液状化による被害の発生 .....	8
3-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生 .....	8
3-4 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞 .....	9
3-5 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足 .....	9
3-6 医療施設及び関係者の不足・被災等による救助・救急活動の停滞 .....	10
3-7 被災地における感染症等の大規模発生 .....	11
3-8 災害関連死者の発生 .....	11
3-9 災害廃棄物の処理の停滞による復旧の大幅な遅れ .....	12
3-10 人材の不足による復旧・復興の大幅な遅れ .....	12
3-11 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下（1-1の再掲） .....	13
3-12 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地の浸水（1-6の再掲） .....	13
3-13 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生（1-7の再掲） .....	14

3-14	防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生（2-2の再掲）	15
3-15	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止（2-3の再掲）	16
<b>基本目標4 デジタル技術を活用する</b>		<b>17</b>
4-1	上水道等の長期間にわたる機能停止	17
4-2	被災者に対する支援の遅れ・漏れの発生	17
4-3	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止（2-3の再掲）	17
4-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生（3-1の再掲）	17
4-5	消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞（3-4の再掲）	18
<b>基本目標5 社会経済活動を支えるインフラを強化する</b>		<b>18</b>
5-1	電気、石油、ガスの供給機能の停止	18
5-2	重要な商業施設の損傷、火災、爆発等	19
5-3	電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止	19
5-4	信号機の全面停止等による重大な交通障害等の発生	20
5-5	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	20
5-6	地域交通ネットワークの分断（1-2の再掲）	20
5-7	暴風雪及び豪雪による死傷者の発生（2-1の再掲）	21
5-8	上水道等の長期間にわたる機能停止（4-1の再掲）	22
<b>基本目標6 持続可能なインフラマネジメントを実現する</b>		<b>22</b>
6-1	地域交通ネットワークの分断（1-2の再掲）	22
6-2	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止（1-3の再掲）	23
6-3	大規模津波等による死傷者の発生（1-5の再掲）	23
6-4	集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水（1-6の再掲）	23
6-5	大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生（1-7の再掲）	24
6-6	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生（1-8の再掲）	24
6-7	農地・森林等の荒廃による被害の拡大（1-9の再掲）	24
6-8	人材の不足による復旧・復興の大幅な遅れ（3-10の再掲）	24
<b>2</b>	<b>分野ごとの国土強靱化推進方針</b>	<b>25</b>

# 1 起きてはならない最悪の事態を回避するための施策及び国土強靱化の推進方針

## 基本目標 1 市民の生命と財産を守るインフラを強靱化する

起きてはならない最悪の事態				
1-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①道の駅における防災拠点機能の確保	○秋田県防災・減災・県土強靱化計画に、道の駅における防災拠点機能の確保を図るため、施設整備及び機能強化を推進すると定められており、連携・活用する必要がある。	○道の駅象潟と連携し、大規模災害時等の広域的な支援拠点又は地域の一時避難所として引き続き活用する。		防災課

起きてはならない最悪の事態				
1-2 地域交通ネットワークの分断				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①道路施設の防災対策、耐震化・老朽化対策	○道路施設の防災対策については、国・県等と連携して橋梁の耐震補強や落石、土砂崩落等の危険箇所における道路法面对策などを進めており、災害に強い道路ネットワークを構築するため、道路施設の防災対策を一層推進する必要がある。 ○救急救援活動・物資供給等に必要緊急輸送道路や避難路について、整備を推進する必要がある。	○平時よりパトロールや防災点検等により危険箇所の把握に努め、これらの対策工事を実施し、着実に道路防災対策を推進する。 ○電柱倒壊による道路閉塞等の被害を防止し、緊急輸送道路としての機能を確保できるよう、道路ネットワークの機能強化や市街地の緊急輸送道路上の無電柱化検討を進める。		建設課

起きてはならない最悪の事態				
1-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①下水道施設の耐震化・耐水化	○地震時においても必要最低限の下水処理機能を確保するため、施設の重要度に応じた優先度を考慮の上、防災を基本としつつ減災を組み合わせた耐震対策を段階的に実施する必要	○現況施設の耐震性能を評価するとともに、耐力不足等により要求性能が確保できないおそれがあると判断される施設については計画的に耐震化を実施する。	・地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化率 【R7】67%	上下水道課

	がある。 ○集中豪雨等による浸水に対して、処理システムの停止等による機能不全を未然に防止するため、浸水のおそれのある処理場及びポンプ場の耐水化を図る必要がある。	○集中豪雨等により浸水のおそれのある処理場及びポンプ場については、浸水による下水処理機能の停止などの機能不全が生じないように、耐水化計画を策定するとともに、同計画に基づき施設の耐水化を実施する。	→【R12】83%	
--	---	---	-----------	--

起きてはならない最悪の事態				
1-4 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①空き家対策	○大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や周辺住宅への被害、火災発生などを防止するため、適切な対応をする必要がある。	○にかほ市空き家等対策計画に基づき、空き家等の適正管理の周知を図り、管理不全な空き家等に対しては、所有者に適正な管理を促すとともに、県や民間組織等と連携して総合的な空き家対策を推進する。		生活環境課
②公共特定建築物等の耐震化	○不特定多数の者が利用する特定建築物等の耐震化を早急に進める必要がある。また、吊り天井など非構造部材、昇降機等の建築設備、ブロック塀等の耐震対策を促進する必要がある。 ○市内の防災拠点施設の耐震化を一層促進する必要がある。	○公共特定建築物の耐震化率は100%となっており、旧耐震基準の公共建築物の耐震化を「にかほ市公共施設個別施設計画」に基づき推進する。 また、吊り天井など非構造部材、昇降機等の建築設備、ブロック塀等の耐震対策を促進する。 ○集会施設の耐震改修に対する補助制度を継続し、耐震化を推進する。		防災課 総務課
③公営住宅の長寿命化	○市営住宅について、計画的な修繕、改善等に努め、老朽化対策を図る必要がある。	○「公営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕、改善等を行い、老朽化対策を図る。		建設課
④社会福祉施設等の耐震化	○社会福祉施設等は、自力で避難することから、その耐震化を促進する必要がある。	○未耐震施設の状況や施設設置者の改修計画等を踏まえつつ、補助事業等の活用により、耐震化を促進する。		長寿支援課
⑤学校施設の耐震化	○学校施設について、児童生徒の安全性の確保や災害時の避難所としての利用のため、適切な維持管理を行う必要がある。	○学校施設の耐震化改修はなされており、今後は、児童生徒の安全性の確保や災害時の避難所としての利用を想定し計画的な維持管理・更新を行う。		教育総務課
⑥指定文化財・史跡の耐震化	○国指定文化財は、建築基準法の適用から除外され、県・市指定文化財は同法適用除外の対象になり得るものではあるが、見学者の安全を図るため、施設の耐震化や防火設備等の現状を把握するとともに、対処方針を作成し安全性の確保に努める必要がある。	○施設の耐震化や防火設備の整備を推進するとともに、民間所有者にも働きかける。		文化財保護課

起きてはならない最悪の事態 1-5 大規模津波等による死傷者の発生				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①堤防の整備	○津波遡上の可能性がある河川について、堤防の整備を推進する必要がある。	○現況調査・検討のうえ堤防の嵩上げや耐震化等の対策を推進する。		建設課
②津波避難関連設備の整備	○津波からの避難を確実にを行うため、設備整備等ハード面の対策が必要である。	○道路情報板による津波情報の提供や、想定浸水深・避難方向等の表示板の設置増を図る。 ○津波に対応する緊急避難場所の指定増と、ソーラー街灯の整備に取り組む。		防災課

起きてはならない最悪の事態 1-6 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①流域治水対策	○洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を実施しているが、近年、気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）が急増しているため、あらゆる関係者が共同で流域治水対策を推進する必要がある。	○県と連携して治水対策を推進し、近年、洪水被害のあった箇所から優先的に改修等に取り組む。 ○短期間で流下能力を向上させる伐木・河道掘削を推進し、早期の治水安全度の向上を図る。		建設課
②内水浸水対策	○局地的な大雨の頻発により、道路冠水等の内水氾濫のリスクが増大しているため、対策を進める必要がある。	○過去に冠水被害のあった箇所から優先的に対策を進める。		建設課 上下水道課

起きてはならない最悪の事態 1-7 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①避難小屋等の強化	○鳥海山に設置されている避難小屋について、噴石等の衝撃に耐えることができる施設に改修等を実施する必要がある。	○想定火口域から2km以内に位置する鉾立山荘について、県と連携して噴石等への衝撃耐力を向上する改修工事を進める。		観光課
②土砂災害対策施設の整備	○土石流や崖崩れ等の土砂災害から人命・財産を保全するため、土石流危険渓流・地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における対策施設の整備を一層推進する必要がある。	○県と連携して、要配慮者利用施設や重要な公共施設などを保全対象とする土石流・急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべりの兆候のある箇所などについて、重点的に対策施設の整備を推進する。 ○砂防施設の整備については、県が砂防堰堤や流木止めなどの設置を計画的に進めている。		建設課

		引き続き、県と連携して、砂防施設の新たな整備箇所調整を行う。		
③土砂災害による住宅被害の軽減	○土砂災害による住宅被害を軽減するため、土砂災害特別警戒区域等に所在する住宅に対する施策が必要である。	○土砂災害による住宅被害を軽減するため、土砂災害特別警戒区域等に所在する住宅の移転を推進する。		建設課

起きてはならない最悪の事態 1-8 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①ため池のハザードマップ作成の推進	○劣化し改修を要するため池について、「ため池ハザードマップ」による二次災害発生予測に基づき、総合的な防災・減災対策を検討する必要がある。	○決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の更新に取り組み、地域住民の二次災害発生による被害を防止する。		農林水産課
②農業用ため池の整備	○老朽化等により漏水・クラック・断面変形などが認められるため池について、補修・補強等を検討する必要がある。また、使用していないため池については、廃止を検討する必要がある。	○県と連携を取りながら、防災重点農業用ため池の巡回を実施し、必要に応じた補修・補強等を実施する。また、使用していないため池については、廃止について管理者と協議する。		農林水産課

起きてはならない最悪の事態 1-9 農地・森林等の荒廃による被害の拡大				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①農地・農業用施設等の保全管理の推進	○洪水や土砂災害を防止するため、農地・農業用施設等の保全管理により、防災面における農村の多面的機能を確保する必要がある。	○農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。		農林水産課
②森林整備	○土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、間伐等の整備を進める必要がある。	○土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、間伐等の整備を推進する。		農林水産課
③治山対策	○集中豪雨等の発生頻度の増加により山地災害の発生リスクが高まっているため、当該発生を防止する必要がある。	○荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備や、山地災害危険地区の周知を進める。		農林水産課

## 基本目標 2 自助・共助の促進により地域の防災力を強化する

起きてはならない最悪の事態				
2-1 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①雪下ろし事故防止対策	○市内では、雪下ろしを行う事例は稀であるが、雪下ろしの際に転落した場合、死傷事故に至ることがある。積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う必要がある。	○防災あんしんメールのほか、新たな媒体の活用を検討し、事故防止の注意喚起を行う。		防災課
起きてはならない最悪の事態				
2-2 防災意識の低さによる死傷者の発生				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①自主防災活動の充実・強化	○災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、本市における活性化をさらに促進する必要がある。 ○災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する必要がある。また、女性や若者の意見を取り入れる必要がある。	○引き続き自主防災組織及び連絡協議会の運営と活動への補助を行う。 ○県の「防災アドバイザー」や学識経験者等から、町内会や自主防災組織等が行う自主防災活動に対して、助言等をいただく機会を設ける。		防災課
②防災訓練の充実	○災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの市民の参加による実践的な訓練に取り組む必要がある。	○自主防災組織、消防団、地域住民等との連携に留意した訓練を行う。また、各地域において避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設・運営等の実践的な訓練が実施できるよう取り組む。	・防災訓練への市民の参加率	防災課
③防災教育の充実	○地域や事業所における防災意識の向上のため、市ホームページなどで防災知識の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、啓発内容の充実等を図る必要がある。 ○児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、学校における防災教育を進める必要がある。	○引き続き防災講座等の行事を開催するとともに、地域からの「出前講座」実施要請に応じ、防災知識の普及啓発を行う。 ○学校における防災教育・活動のほか、防災計画の見直し等、連携・協力できる分野を模索する。		防災課 学校教育課

④津波避難計画・ハザードマップの策定、津波避難体制の整備	<p>○平常時の津波防災教育・啓発や避難訓練、津波警報等の発令時の避難対象地域、緊急避難場所、避難経路、避難指示等を発令するための情報収集・伝達方法を定めた「津波避難計画」を策定する必要がある。</p> <p>○県が設定・公表した津波浸水想定結果に基づく「津波ハザードマップ」を作成し、想定される被害の範囲や規模、避難の場所・方向等の周知を図る必要がある。</p>	<p>○「津波避難計画」は平成26年度に策定しているが、見直しと更新に取り組む。</p> <p>○「津波ハザードマップ」は令和6年度に更新しており、その活用について啓発する。</p> <p>○日本海中部沖地震の津波被害の5月26日「県民防災の日」に津波避難訓練を実施しているが、形式的になっており改善に取り組む。防災講座等を実施し、対象となる住民の津波防災意識の一層の向上を図る。</p>		防災課
------------------------------	--	--	--	-----

<b>起きてはならない最悪の事態</b> <b>2-3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</b>				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①自助による備蓄の推進	○家庭における備蓄については、市民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。	○防災訓練・講座や、地域での「出前講座」において、備蓄についての普及啓発を行う。		防災課

<b>起きてはならない最悪の事態</b> <b>2-4 地域コミュニティの崩壊等による復興等の大幅な遅れ</b>				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①自主防災活動の充実・強化（再掲） <b>【2-2①】</b>				
②地域コミュニティの維持	○大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティが基盤であり、住民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援や地域の拠点づくりの支援などを通して、平常時から住民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る必要がある。	○人口減少や高齢化、生活様式の変化により、地域コミュニティの存続が難しくなっている状況であるが、地域コミュニティの再構築を推進し、住民が互いに支え合う関係を維持できるよう取り組む。		連携推進課
③消防団への加入促進	○社会情勢の変化等により消防団員数は減少傾向にあり、確保のための対策が必要である。	<p>○消防団員の確保のため、広報活動を行い、加入促進を図る。</p> <p>○老朽化した消防団ポンプ車庫について、計画的な更新を図る。</p>	・消防団の新規団員数 <b>【R7】</b> 22人 → <b>【R12】</b> 20人	消防本部

起きてはならない最悪の事態 2-5 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生（1-4の再掲）				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①住宅の耐震化	○市内の住宅の耐震化率は上昇しているが、引き続き耐震化を促進する必要がある。	○住宅の耐震化促進に向けて、普及啓発や耐震診断・改修に対する補助を継続する。	・住宅の耐震化率 【R7 推計】85.9% →【R12 目標】95.0%	防災課
②家具類の固定など室内安全対策	○近年発生した大規模地震では、家屋の倒壊によるもののほか、住宅におけるタンス等の家具の転倒により多くの死傷者が出ていることから、家具類の転倒防止対策を推進する必要がある。	○家具類の固定について、防災講座・出前講座等で普及啓発を図る。		防災課
③住宅用火災警報器の設置	○火災からの逃げ遅れによる死者等の増加を防ぐ必要がある。	○住宅用火災警報器の設置の働きかけや、適切な維持管理（点検・交換）に関する啓発を行う。		消防本部

### 基本目標3 公助の推進により災害への対応力を強化する

起きてはならない最悪の事態 3-1 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①関係行政機関等による情報共有体制の強化	○災害時には、県、消防、警察、気象台など関係機関との情報共有体制が必要不可欠であり、被害の軽減や迅速な応急救助を図るため、今後もこれらの関係機関の連絡体制を強化する必要がある。	○災害時における県・消防・警察・気象台など関係機関との情報共有や連絡体制の強化を図る。		防災課
②秋田県総合防災情報システムによる迅速かつ確実な情報伝達体制の強化	○大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、秋田県総合防災情報システムが構築されているが、機器の取り扱いなど操作訓練が必要である。	○定期的実施される受発信訓練に参加し、災害時における秋田県総合防災情報システムの確実な運用に努める。 ○様々な災害関連情報を一元的に分析し、地図上に可視化する等の機能が追加された次期総合防災情報システムが、令和7～8年度に整		防災課

<p>③災害時における住民への情報伝達の強化</p>	<p>○災害時には、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する必要があるが、その手段として非常に有効である同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて、機能維持を図る必要がある。</p> <p>○災害時の住民への情報伝達手段として、登録制メールなど多様化が進められている。今後は、SNS等による効果的な情報伝達手段の構築等を促す必要がある。</p>	<p>備、令和9年度から運用される。</p> <p>○令和5・6年度に防災行政情報伝達システムを導入し、屋外放送と同時に文字情報を一斉メール・SNS等にて発信する体制を構築しており、保守管理等で機能維持を図る。また、災害種別、発令地域、天候状況、時間帯等を考慮のうえ効果的な情報発信に努める。</p>		<p>防災課</p>
----------------------------	---	--	--	------------

<b>起きてはならない最悪の事態 3-2 液状化による被害の発生</b>				
<b>「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策</b>	<b>脆弱性評価結果</b>	<b>推進方針</b>	<b>重要業績指標</b>	<b>所管</b>
<p>①液状化ハザードマップの作成</p>	<p>○市民に対して液状化に関するリスク情報を提供するため、国が作成する「液状化リスクマップ」を基に、液状化の危険度について周知する必要がある。</p>	<p>○液状化リスクマップに避難に係る情報等を追記した「液状化ハザードマップ」の作成に取り組む。</p>		<p>防災課</p>

<b>起きてはならない最悪の事態 3-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生</b>				
<b>「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策</b>	<b>脆弱性評価結果</b>	<b>推進方針</b>	<b>重要業績指標</b>	<b>所管</b>
<p>①孤立危険性のある集落との通信手段等の確保</p>	<p>○孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて、非常用通信設備・自家発電機の整備、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場を確保する必要がある。</p>	<p>○自主防災組織と連携し、非常用設備の整備とヘリポートの確保に取り組む。</p>		<p>防災課</p>
<p>②緊急物資の備蓄</p>	<p>○孤立想定地区ごとに、飲料水、給水用品、食料品、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を進める必要がある。</p>	<p>○自治会館や周辺の公共施設への備蓄を進める。</p>		<p>防災課</p>
<p>③孤立危険性のある集落への接続路線の確保</p>	<p>○被災時において孤立集落の発生を防ぐため、集落への接続路線における防災対策を推進する必要がある。</p>	<p>○県と連携して、集落への接続路線における落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備等を推進する。</p>		<p>建設課</p>
<p>④道路施設の防災対策、耐震化・老朽化対策（再掲） 【1-2①】</p>				
<p>⑤土砂災害対策施設の整備（再掲） 【1-7②】</p>				

⑥治山対策（再掲）  
【1-9③】

起きてはならない最悪の事態 3-4 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①消防施設の機能維持	○消防本部及び消防署施設において、大規模災害発生時の機能維持を可能とするため、当該機能維持に関する対策が必要である。	○施設の耐震化、非常用発電機の設置は完了しており、消防車両の計画的な更新など、大規模災害発生時にも機能維持が可能となる対策を促進する。		消防本部
②消防施設における燃料の確保	○燃料の備蓄のほか、消防署の近隣給油スタンドとの優先給油協定の締結等により、災害時における緊急車両等の燃料を確保する必要がある。	○地下タンク等の常設タンク、燃料補給車又は携行缶等の保管により、72時間の非常電源を確保し、通信指令システム等の稼働に支障がないよう燃料の確保に努める。		消防本部
③大規模災害時の消防力の確保	○大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、緊急消防援助隊など専門部隊の災害対応能力の強化に向けた対策が必要である。 ○他県で発生する大規模災害時に緊急消防援助隊を派遣することになった場合、市内の災害に対応すべき消防力の低下が懸念されるため、その対策が必要である。	○緊急消防援助隊など専門部隊の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図るとともに、「緊急消防援助隊受援計画」を策定する。 ○他県に緊急消防援助隊を派遣することになった場合に備え、定期的な訓練の実施や秋田県隊派遣時における管内及び県内応援体制の構築等により、県内各市町村の相互応援協定の実効性を確保する。		消防本部
④消防団への加入促進（再掲） 【2-4③】				
⑤消防団員の技術力の向上	○地域防災力の中核を担う消防団員の知識・技術の習得や資質向上を図る必要がある。	○消防操法訓練大会や訓練・研修の実施、消防学校での教育訓練等で資質向上を図る。		消防本部
⑥津波災害時の消防団員の安全確保	○津波災害時に消防団が安全に活動できるよう、対策が必要である。	○津波災害時に消防団が安全に活動できるよう、「消防団地震津波行動マニュアル」を策定しており、今後も随時更新に取り組む。		消防本部

起きてはならない最悪の事態 3-5 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①指定緊急避難場所、指定避難所の指定等	○指定緊急避難場所、指定避難所の位置、避難経路等について周知を図る必要がある。	○引き続き指定避難所等について周知を図るとともに、新規の指定を検討する。 ○要支援者の安全確保を図るため、福祉避難所		防災課

		について新規の指定を検討する。		
②避難所以外の場所に滞在する被災者への支援	○近年の災害では、ライフラインが途絶した自宅のほか、車中泊やテント泊など、指定された避難所以外の場所に滞在する被災者の把握等が課題となっているため、対応の必要がある。	○指定された避難所以外の場所に滞在する被災者について、避難場所の把握やエコノミー症候群の予防方法等の情報提供など、対応策を用意する。		防災課
③福祉避難所開設・運営マニュアルの策定	○福祉避難所について、設置・運営マニュアルを策定し、必要時の迅速な福祉避難所の設置及び円滑な運営を図る必要がある。	○福祉避難所の設置・運営マニュアルの策定に取り組む。		防災課
④天井落下防止対策の推進	○文部科学省で定めるその他天井(※)の落下防止対策が必要である。 ※その他天井：天井高が6mを超えるつり天井、または天井面積が200㎡以上のつり天井	○学校施設における「その他天井」の落下防止改修は平成27年度に工事実施済みである。今後は、児童生徒の安全性の確保や災害時の避難所としての利用を想定し、計画的な維持管理を行っていく。		教育総務課

起きてはならない最悪の事態 3-6 医療施設及び関係者の不足・被災等による救助・救急活動の停滞				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①災害時における医療機関等との連携強化	○災害時での体系的な災害時医療提供体制のため、県、地区医師会、病院、消防機関など関係機関との役割分担の明確化、連携強化を図る必要がある。	○災害時医療提供体制の強化を図るため、関係機関と研修会を開催しながら、地域保健医療福祉調整本部との連携、役割分担の明確化を図る。 ○災害時対応・災害応援を受け入れる際の体制等を定めた「にかほ市災害時保健活動マニュアル」について、今後も随時更新に取り組む。		防災課 健康推進課 消防本部
②医療機関での非常時対応体制の確保	○災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止し、継続した医療提供体制の確保を図る必要がある。	○医療機関の要請に備え、自家発電等の燃料供給についての協定締結等を検討し、医療提供体制の確保を図る。 ○救助・救急等に当たる緊急車両や医療機関等へ供給する燃料を確保するため、石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や医療機関等の重要施設の範囲の拡大や具体的な実施方法を確認する。また、石油関係団体以外の燃料供給事業者とも同様の取り扱いを進める。		防災課 健康推進課 消防本部
③ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実	○ドクターヘリについて、安全かつ円滑な運航の確保に努めるとともに、災害発生時を含めた救急医療体制の一層の充実を図り、ドクターヘリを導入している隣県との広域連携を推進する必要がある。	○ドクターヘリについては、絶えず出動要請基準の見直しや症例検討会による事後検証等を実施し、安全かつ円滑な運航の確保に努めている。災害発生時を含めた救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間も使用可能なラ		消防本部

		ンデブーポイントの確保、将来を見据えた搭乗医師等の確保、隣県との広域連携を推進する。	
--	--	--	--

起きてはならない最悪の事態 3-7 被災地における感染症等の大規模発生				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①感染症対策	○新型インフルエンザ等感染症の感染がみられる場合においても、災害が発生することはない。その際に感染症の感染拡大に陥るおそれがあり、感染防止を図る必要がある。 ○避難所における感染症のまん延防止対策が必要である。	○市新型インフルエンザ等行動計画に基づき、感染防止に努める。 ○感染防止のため、密閉、密集、密接の3密を回避し、マスクの着用、うがい、手洗い、アルコール消毒などの防止策を励行する。 ○避難所においては、感染者専用のスペースや導線を確保するなど、健常者との接触を避けるようにする。 ○感染者などの対処は、保健所の指導のもとに行う。	・新型インフルエンザ等行動計画の更新	健康推進課 防災課

起きてはならない最悪の事態 3-8 災害関連死者の発生				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①避難所における良好な生活環境の整備	○避難指示等の発令後のスムーズな避難者の受入れと避難所における良好な生活環境を確保するため、平時から取組を行う必要がある。	○避難所開設準備から閉鎖までの流れ、避難所運営の体制づくり、避難所運営のルール、感染症対策等を整理した「避難所開設・運営マニュアル」を更新し、要配慮者や女性、多様な視点を取り入れた避難所づくりに取り組む。また、指定避難所への非常用電源や燃料の備蓄、毛布、暖房器具など必要な資機材の整備、プライバシーの保護や男女双方の視点に配慮した環境の整備及び感染症対策等に平時から取り組む。	・避難所開設・運営マニュアルの更新	防災課 各公民館
②避難所等の役割を果たす公立学校施設の耐災害性強化	○避難所となる学校施設では、被災した地域住民を受入れ、食事の提供、生活関連物資の配布等、様々な活動が行われるため、必要なスペースや備蓄等を確保するとともに、電気、ガス、水道、情報通信等の機能を保持できるよう、代替手段も含めた対策をあらかじめ講じておく必要がある。また、障害者、高齢者等の特別な	○平時において災害時における学校施設利用計画を定め、避難所として提供できるスペースや受入可能人数、移動動線などをあらかじめ決定しておくとともに、各学校が有している防災機能と不足する機能や備蓄品も具体的に把握する。特に夏季又は冬季の体育館空調設備の整備を計画的に推進する。	・災害時における学校施設利用計画の策定	防災課 教育総務課 学校教育課

	配慮が必要な方々のための専用のスペースやバリアフリー化を進めておくことも重要となる。			
--	--	--	--	--

起きてはならない最悪の事態 3-9 災害廃棄物の処理の停滞による復旧の大幅な遅れ				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①災害廃棄物処理体制の構築	○大規模な災害が発生した場合に、早期の復旧・復興を図るため、その妨げとなる災害廃棄物の円滑な処理を行う必要がある。	○環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、大規模な災害が発生した際に、災害廃棄物を適正・円滑・迅速に処理し、被災した市民の生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止を図りながら復旧・復興に資することを目的に「災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の処理体制を構築する。計画の実効性を確保するため、定期的な見直しを行い、持続的な計画とする。		生活環境課

起きてはならない最悪の事態 3-10 人材の不足による復旧・復興の大幅な遅れ				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①災害ボランティアセンターの設置・運営	○大規模災害時に「災害ボランティアセンター」を迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われる体制を整備する必要がある。 ○災害ボランティアの確保の取組みを推進する必要がある。	○市社会福祉協議会と災害協定を締結し、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」が策定されているが、引き続き情報交換・連携を図り、災害ボランティアセンター協定の更新を含め、体制強化に取り組む。 ○県社会福祉協議会の災害ボランティア事前登録制度を周知する。		防災課 福祉課
②災害対応に不可欠な建設業との連携	○各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が行われるよう、引き続き連携を図る必要がある。	○応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。		防災課
③建設業の担い手の確保・育成	○近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図る必要がある。	○各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行うとともに、就労環境の改善を図る。		建設課

起きてはならない最悪の事態 3-1-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下（1-1の再掲）				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①市の業務継続体制の強化	○災害時における市の業務継続体制を強化するため、災害時の課室ごとの優先業務や職員参集・安否確認方法、執務環境の確保等を定める必要がある。	○「にかほ市業務継続計画」を策定し、課室ごとの非常時に優先すべき応急業務及び通常業務を明らかにするとともに、職員の参集や安否確認、執務環境の確保等について定めており、引き続き組織体制の変更等を踏まえ、適宜見直しを行う。 ○新型インフルエンザ等感染症の感染拡大時により勤務できない市職員が増加した場合においても、市民生活に密着する行政サービスなどを維持するため、「にかほ市新型インフルエンザ等対策業務継続計画」を策定しており、引き続き業務継続に必要な体制整備を進める。	・業務継続計画の更新	防災課
②庁舎等の耐震化・維持管理	○象潟庁舎と消防署は、耐震基準を満たし、金浦庁舎・仁賀保庁舎は、耐震改修がなされている。大規模な地震発生時には、防災活動拠点施設としての機能を確保する必要がある。	○施設や設備の老朽化に伴う維持補修等、必要な取り組みを進めてきたが、今後は、市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。		財政課
③停電時の行政機能の確保	○停電時の行政機能の確保のため、商用電力が途絶した場合に備える必要がある。	○庁舎への自家発電装置を設置済みである。また、自家発電装置の燃油残量（3日分）の維持に努める。		財政課
④ICT部門における業務継続体制の整備	○非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムについて、業務の継続性を確保するための対策を講じる必要がある。	○非常用コンセントから情報通信機器等への給電のため、庁舎各フロアに電工ドラム、LANケーブル及び作業灯を常備し、停電対応訓練等により、これらの使用方法の習熟を図る。 ○災害時のシステム不稼働というリスクを減らすため、クラウドの導入やデータセンターなどを活用する。		総務課

起きてはならない最悪の事態 3-1-2 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地の浸水（1-6の再掲）				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①洪水ハザードマップの作成	○洪水に対する住民等の円滑かつ迅速な避難に資するため、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の指定等を踏まえ、想定される被害の範囲や規模、避難場所等について周知す	○想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等を踏まえた洪水ハザードマップの作成と、想定される被害の範囲や規模、避難場所等の周知を行う。	・洪水ハザードマップの作成	防災課

	る必要がある。			
②高潮ハザードマップの作成	○高潮に対する住民等の円滑かつ迅速な避難に資するため、想定最大規模の高潮による高潮浸水想定区域の指定等を踏まえ、想定される被害の範囲や規模、避難場所等について周知する必要がある。	○想定最大規模の高潮による浸水想定区域の指定等を踏まえた高潮ハザードマップの作成と、想定される被害の範囲や規模、避難場所等の周知を行う。	・高潮ハザードマップの作成	防災課
③内水ハザードマップの作成	○内水氾濫に対する住民等の円滑かつ迅速な避難に資するため、内水浸水の想定に基づく被害の範囲や規模、避難場所等について周知する必要がある。	○内水浸水の想定に基づく内水ハザードマップの作成を検討する。		防災課
④避難指示等の判断基準等の策定	○市は、水害、高潮災害の危険がある場合に迅速かつ適切な避難情報の発令を行うため、国のガイドラインを踏まえ、避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を策定する必要がある。	○避難指示等の具体的な発令基準を予め策定・更新しているが、今後も随時更新に取り組む。		防災課
⑤迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化	○洪水時に迅速に避難行動、水防活動等を行うために、河川の水位や気象情報等を観測施設の機能強化等を図る必要がある。また、観測データを市民へ発信する体制や機能の強化を図る必要がある。	○気象観測システムの更新を行い、令和6年度に洪水が発生した河川等には浸水センサーを設置した。また、「秋田県河川砂防情報システム」、気象庁「キキクル」等、様々なツールを活用し迅速な判断・発信に努める。		防災課
⑥タイムラインの運用	○災害発生の前予測がある程度可能な台風及び洪水予報河川等について、とるべき防災対応を事前に計画し被害の最小化を図る必要がある。	○防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る。		防災課 消防本部

起きてはならない最悪の事態				
3-13 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生（1-7の再掲）				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①火山防災協議会による火山災害対策	○火山対策特別措置法に基づき、国、県、市町村、関係機関、専門家等で構成される「鳥海山火山防災協議会」を設置し、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制等の対策を検討する必要がある。	○鳥海山火山防災協議会による研修や訓練等を通じて体制・対策の強化を図る。		防災課
②火山避難計画・ハザードマップの作成	○火山防災協議会では、鳥海山が噴火した場合の避難計画と、噴火規模や影響が及ぶ範囲を想定する「火山ハザードマップ」を作成する必要がある。	○鳥海山火山防災協議会事業で避難計画と火山ハザードマップは作成済みであり、今後、必要に応じて見直しを実施する。		防災課
③火山噴火に対する警戒避難体制の整備	○鳥海山の火山活動の状況については、気象庁などが設置する地震計などの観測機器により	○平常時から火山防災関係者による顔の見える関係を構築するとともに、防災訓練を通じて	・噴火時等の具体的な実践的な避難計画の	防災課 観光課

	<p>24 時間体制で観測・監視がなされているが、突発的に発生する水蒸気噴火の前兆をより正確に観測できるよう体制の強化が必要である。</p> <p>○観光客や登山者の安全確保のため、突発的な噴火を想定した迅速な状況把握と情報伝達等を検討する必要がある。</p>	<p>連携の強化を図る。</p> <p>○気象庁が観測・監視・評価の結果に基づき発表する「噴火警報」「噴火予報」「噴火速報及び火山の状況に関する解説情報」は、県の総合防災情報システムを通じて即時に市に伝達され、市は、この情報を住民や登山客等が把握しやすい避難小屋や観光施設、宿泊施設等を介して伝達を図るほか、防災行政無線・サイレン・緊急速報メールなど、多様な情報伝達手段を構築する。</p>	策定	
④土砂災害ハザードマップの作成	○住民等に対して土砂災害に関するリスク情報を提供するため、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定等を踏まえ、想定される被害の範囲や規模、避難場所等を周知する必要がある。	○土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成済みであり、今後、必要に応じて見直しを実施する。		防災課
⑤避難指示等の判断基準等の策定、警戒避難体制の整備	○市は、土砂災害の危険がある場合に迅速かつ適切な避難情報の発令を行うため、国のガイドラインを踏まえ、避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を策定する必要がある。	○避難指示等の具体的な発令基準を予め策定・更新しているが、今後も随時更新に取り組む。 ○土砂災害を想定した避難訓練を行っており、引き続き体制の整備を推進する。		防災課

起きてはならない最悪の事態				
3-14 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生（2-2の再掲）				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①市の災害対応力の維持・強化	○市は、災害対策本部の設置・運営や避難対策等の災害対応力の維持・強化を図る必要がある。 ○災害や危機事案が発生した際に、的確に状況を判断し、住民避難等の初動対応等を実施する必要がある。	○継続的に各種の研修等に参加し、災害対応力の維持・強化を図る。		防災課
②避難行動要支援者名簿の作成・個別避難計画の策定	○避難行動要支援者の避難支援体制を整備し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「避難行動要支援者名簿」の作成及び「個別避難計画」を策定する必要がある。	○「避難行動要支援者名簿」の効果的な利用と、「個別避難計画」の策定を自治会・関係者に呼びかけ、引き続き避難支援体制の整備を推進する。		防災課 福祉課
③防災訓練の充実（再掲） 【2-2②】				
④防災教育の充実（再掲） 【2-2③】				

起きてはならない最悪の事態

3-15 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止（2-3の再掲）

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①共同備蓄物資の整備	○発災直後の生命の維持と生活の安定のため、県と市町村は、地域防災計画において、災害発生時に必要となる物資19品目を「共同備蓄品目」として指定し、避難者3万2千人分（3日分）を整備することとしている。令和7年度には、地域防災計画の改定により、「共同備蓄品目」を22品目としたことから、追加した3品目については、令和11年度までに目標数量の確保に努める。	○目標備蓄量を確保しており、追加された3品目を含め引き続き管理する。		防災課
②支援物資の供給等に係る受援体制の構築	○大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。また、救援物資の受入れ・仕分け・保管・出庫等を行う物資集積拠点を開設するため、候補施設を予め指定しておく必要がある。 ○大規模災害時には、備蓄物資や協定締結事業者からの提供物資のほか、国からのプッシュ型支援による大量物資の輸送が想定されるため、これらの支援に対応できるよう体制の準備が必要である。 ○大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、県内外の市町等との相互応援協定を締結しているが、実効性の面に課題があるため、応援を受ける際の計画を策定する必要がある。	○引き続き災害協定の締結と、情報交換・緊急時連絡体制の確認等を行い、体制強化を図る。 ○大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、他市町等の応援・物資調達を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時受援計画」を策定する。	・災害時受援計画の策定	防災課
③新物資システム（B-PLo）の活用	○県及び市町村は、発災時に新物資システム（B-PLo）を円滑に活用するため、操作習熟度の向上に努める必要がある。	○平時からの操作訓練等を通じて、操作の習熟を図るとともに、その登録内容を定期的に更新する。		防災課

## 基本目標 4 デジタル技術を活用する

### 起きてはならない最悪の事態

#### 4-1 上水道等の長期間にわたる機能停止

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①デジタル技術を活用した上水道の管理	○水道施設の老朽化や人手不足等の課題を解決するため、施設の点検や維持管理等のデジタル化を進めていく必要がある。	○A I や I o T、人工衛星などの技術の導入を検討する。		上下水道課

### 起きてはならない最悪の事態

#### 4-2 被災者に対する支援の遅れ・漏れの発生

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①デジタル技術を活用した避難所開設・住家被害認定調査の検討	○大規模災害発生時には、行政機能の低下が発生した状況下においても、円滑な避難所運営を実施する必要がある。 ○速やかな被災者生活再建支援を実現するため、迅速かつ的確な住家被害認定調査を検討する必要がある。	○災害対応力強化のため、専用システムの導入を検討する。		防災課

### 起きてはならない最悪の事態

#### 4-3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止（2-3の再掲）

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①新物資システム（B-PLo）の活用（再掲） 【3-15③】				

### 起きてはならない最悪の事態

#### 4-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生（3-1の再掲）

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①デジタル技術を活用した河川水位等の観測・情報提供体制の強化	○県では、「秋田県河川砂防情報システム」により、河川・ダムの水位や土砂災害危険度等の情報をインターネットで公開していることに加え、あきた河川メールや秋田県公式LINEと連	○情報提供サービスの普及促進に努めるとともに、災害対応に活用する。 ○市は令和6年度に洪水が発生した河川等には浸水センサーを設置しており、迅速な対応と		建設課 防災課

	携した情報提供も実施しており、それらの普及促進を図る必要がある。	情報提供に努める。		
②秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化（再掲） 【3-1②】				

起きてはならない最悪の事態 4-5 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞（3-4の再掲）				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①消防分野におけるデジタル等新技術の導入による災害対応力の向上	○災害対応力の向上に向けて消防活動の省力化・効率化を図るため、デジタル等新技術の導入を進める必要がある。	○消防指令システムの高度化、緊急消防援助隊等の受援に係るシステム整備、必要な車両・資機材の導入、風水害対応などを想定した消防団の資機材整備等を推進する。		消防本部

## 基本目標 5 社会経済活動を支えるインフラを強化する

起きてはならない最悪の事態 5-1 電気、石油、ガスの供給機能の停止				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①災害時における石油類燃料の確保	○災害時の緊急通行車両や避難所等に必要となる石油類燃料の確保のため、その調達・供給について、必要な協定の締結を行う必要がある。	○石油類燃料取扱業者と災害協定を締結しており、引き続き連携を図る。		防災課
②ガス供給施設・設備の強化	○にかほガス（株）では、地震発生時のガス漏れなどの緊急事態に迅速かつ適切な保安措置がとれるよう、緊急出動体制を整えている。また、法令基準等に基づきガス供給設備を整備し、耐震性の高いガス導管の使用など、ガス供給設備の強靱化に取り組んでいく必要がある。	○同社と「ガスの安定供給に関する合意書」を交わしており、引き続き連携を図り、ガス供給設備の強靱化を推進する。		防災課 商工政策課

起きてはならない最悪の事態				
5-2 重要な商業施設の損傷、火災、爆発等				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①危険物施設の防災体制の強化	○危険物施設災害に対応するため、施設整備と防災体制の強化を図る必要がある。	○これまでの危険物施設災害により得られた知見等を踏まえ、災害による被害想定、事業継続性の確保、情報連絡体制の整備の観点から危険物施設等防災計画を見直すなど、防災体制の一層の充実強化を図る。 ○災害時に、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。 ○関係機関と連携して実地訓練を実施しているが、さらなる応急対処能力の向上を図るため、より実践的な内容による訓練を実施する。		消防本部

起きてはならない最悪の事態				
5-3 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①電話施設・設備の強化	○NTT東日本(秋田支店)では、災害に強い設備づくりを行うとともに、移動電源車やポータブル衛星等の災害対策機器を配備し、災害等の不測の事態に備えている。また、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる災害時用公衆電話(特設公衆電話)の事前配備を進めている。	○引き続き、災害時用公衆電話(特設公衆電話)の維持管理を行う。		防災課
②災害時における通信手段の確保	○大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網として県防災通信ネットワークを保有しているが、今後、支障が出ないよう適正な時期に更新していく必要がある。また、情報収集・発信のための代替手段を確保する必要がある。	○県防災通信ネットワーク及び総合防災情報システムが令和8年度に更新されるため、適切に運用する。また、スターリンク等の導入を検討する。		防災課 消防本部

起きてはならない最悪の事態 5-4 信号機の全面停止等による重大な交通障害等の発生				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①停電時の信号機滅灯対策	○災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、停電時の信号機滅灯対策を進める必要がある。(県警察本部)	○災害発生時の停電の際は、道路交通状況等について由利本荘警察署および市幹部交番と連絡を密にする。		防災課

起きてはならない最悪の事態 5-5 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①企業における事業継続体制の強化	○企業のBCP(業務継続計画)の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発するなど計画策定を支援する必要がある。	○災害が発生した際に、企業が事業活動の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、予め事業継続計画を策定しておくことが極めて有効であることを啓発し、策定を支援する。		商工政策課
②リスク分散を重視した企業誘致等の推進	○リスク分散を重視した企業誘致等を推進する必要がある。	○経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本市への移転、誘致に向けた取り組みを推進する。		商工政策課

起きてはならない最悪の事態 5-6 地域交通ネットワークの分断(1-2の再掲)				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①高速道路・幹線道路等の整備	○日本海沿岸東北自動車道は、山形県と接続する区間の整備事業が継続されているが、国・県等と連携して、高速道路・幹線道路等の整備を一層推進する必要がある。 ○災害時に重要な役割を担う緊急輸送道路や避難路等の整備推進、高速道路・防災拠点等へのアクセス機能の強化を図る必要がある。 ○幹線道路は国道7号だけとなっていることから、あらゆる災害に対してリダンダンシー(冗長性)機能も考慮した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。	○山形県との県境区間の早期開通を要望するとともに、災害に強い道路ネットワークの構築を推進する。		総合政策課 建設課
②羽越本線の高速化の推進	○東日本大震災を教訓として、東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークの	○引き続き県・関係自治体等と連携し、羽越本線高速化の早期実現を推進する。		総合政策課

	リダンダンシー機能の重要性が再認されおり、羽越本線高速化の整備を推進する必要がある。			
③路線バス等地域公共交通の確保	○災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、地域公共交通の確保を図る必要がある。 ○高齢者等の交通弱者の移動手段を確保するため、日ごろから市営コミュニティバスの維持・確保を図る必要がある。	○バス事業者との情報共有化により、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど、臨機応変な運行を行い地域公共交通の確保を図る。 ○市営コミュニティバスの維持・確保を図る。		連携推進課
④鉄道施設の耐震化・防災対策の促進	○災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた落石防止柵等の整備について調整を図る必要がある。	○災害発生時、鉄道事業者においては鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間、代行バスを運行するなど、鉄道利用者の利便性を確保するための調整を図る。 ○鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた落石防止柵等の整備、鉄道利用者の利便性の確保について調整を図る。		連携推進課

起きてはならない最悪の事態 5-7 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生（2-1の再掲）				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①道路の防雪施設の整備	○各道路管理者（国、県、市）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな要対策箇所と併せて整備を促進する必要がある。	○引き続き国・県と連携のうえ整備を促進する。		建設課
②暴風雪時における的確な道路管理	○暴風雪時において、情報連絡や緊急確保路線、機械配置等の計画により、迅速かつ的確な道路管理を図る必要がある。また、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路警戒により、早期に交通路を確保する必要がある。	○早期の情報収集と関係機関を含めた体制づくりに努め、迅速かつ的確な道路管理を行う。		建設課
③道路の除雪体制の確保	○豪雪等の異常気象時には、情報共有や相互連携を強化するなど、除雪体制の確保が必要である。	○各道路管理者（国、県、市）は、豪雪等の異常気象時には、情報共有や相互連携を強化するなど円滑な除雪体制の確保に努めているが、		建設課

		各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。	
--	--	--	--

起きてはならない最悪の事態 5-8 上水道等の長期間にわたる機能停止（4-1の再掲）				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①水道施設（配水池・管路）の耐震化・老朽化対策	○水道施設の耐震化率は、基幹管路が低くなっており、耐震化を進める必要がある。	○水道施設の老朽化対策と併せ、基幹管路の耐震化を着実に進める。	・重要管路施設の耐震化率 【R7】42.6% →【R12】49.9%	上下水道課
②電力供給停止時の水道施設の電源確保	○水道施設は取送水ポンプ、電気計装設備、消毒設備、遠方監視装置に電源供給が不可欠であり、長期停電時でも水道の安定給水を行うために電源確保をする必要がある。	○自家発電設備等の整備を進め、安定給水を図る。		上下水道課
③災害時の応急給水体制などの整備	○災害時の応急給水体制と、復旧活動のための資機材等の整備を進める必要がある。	○給水拠点の確保のため医療施設、避難所等の重要施設への配水経路の優先的な耐震化を図る。また、速やかな応急給水や復旧活動のための資機材及び応急給水体制の整備を進める。		上下水道課

## 基本目標6 持続可能なインフラマネジメントを実現する

起きてはならない最悪の事態 6-1 地域交通ネットワークの分断（1-2の再掲）				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①道路施設の防災対策、耐震化・老朽化対策（再掲） 【1-2①】				

起きてはならない最悪の事態 6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止（1-3の再掲）				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①下水道に係る業務継続計画策定、施設耐震化・老朽化対策	○下水道に係る業務継続計画は、災害時に備え、更新の必要性を確認する必要がある。また、道路下の管路施設をはじめ、施設の耐震化・老朽化対策は着実に進める必要がある。	○下水道に係る業務継続計画は、より実効性のある計画へ洗練する。また、道路下の管路施設をはじめ、施設の耐震化・老朽化対策は着実に進める。		上下水道課
②汚水処理施設の機能保持・老朽化対策	○ポンプ施設・処理施設は、適切な維持管理を行うとともに、老朽化対策を着実に進める必要がある。また、災害時の汚水処理機能の保持を図る必要がある。	○状態監視保全等による適切な維持管理を行うとともに、ストックマネジメント計画等に基づき、老朽化対策として施設の改築・更新を着実に進める。また、非常用エンジンポンプや自家発電機の設置を進め、災害時の汚水処理機能の保持を図る。		上下水道課
③合併浄化槽への転換促進	○下水道供給区域外においては、老朽化した単独浄化槽についての対策が必要である。	○災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。		生活環境課

起きてはならない最悪の事態 6-3 大規模津波等による死傷者の発生（1-5の再掲）				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①海岸保全施設（漁港海岸）の老朽化対策	○漁港海岸における海岸保全施設は、高潮、波浪等による防護機能の低下が懸念されるため、長寿命化計画に基づき、対策を推進する必要がある。	○漁港海岸における海岸保全施設について、長寿命化計画に基づき、老朽化対策等を推進する。		農林水産課

起きてはならない最悪の事態 6-4 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水（1-6の再掲）				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①河川・ダム関連施設の老朽化対策	○洪水被害から市民の生命・財産を守るため、河川及びダム関連施設について、長寿命化計画に基づく老朽化対策を推進する必要がある。	○老朽化の進行する河川・ダム関連施設について、県と連携して老朽化対策を推進する。		建設課

起きてはならない最悪の事態 6-5 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生（1-7の再掲）				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①土砂災害対策施設の老朽化対策	○土砂災害対策施設については、老朽化による機能低下が懸念されるため、長寿命化計画に基づく老朽化対策を推進する必要がある。	○老朽化の進行する砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊対策施設について、県と連携して老朽化対策を推進する。		建設課

起きてはならない最悪の事態 6-6 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生（1-8の再掲）				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①河川・ダム・海岸・砂防関連施設の老朽化対策（再掲） 【6-3①】【6-4①】【6-5①】				

起きてはならない最悪の事態 6-7 農地・森林等の荒廃による被害の拡大（1-9の再掲）				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①農業水利施設の保全管理	○基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路等）のうち、詳細な診断を要するものについては、劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な長寿命化対策を進める必要がある。	○基幹的農業水利施設について、県と連携して施設の長寿命化対策を進める。		農林水産課

起きてはならない最悪の事態 6-8 人材の不足による復旧・復興の大幅な遅れ（3-10の再掲）				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	推進方針	重要業績指標	所管
①建設業の担い手の確保・育成（再掲） 【3-10③】				

## 2 分野ごとの国土強靱化推進方針

### 個別施策分野

#### ①行政機能等

##### ア 行政機能

- 3-1 ① 関係行政機関等による情報共有体制の強化
- 3-1 ③ 災害時における住民への情報伝達の強化
- 3-5 ① 指定緊急避難場所、指定避難所の指定等
- 3-5 ② 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援
- 3-5 ③ 福祉避難所開設・運営マニュアルの策定
- 3-8 ① 避難所における良好な生活環境の整備
- 3-8 ② 避難所等の役割を果たす公立学校施設の耐災害性強化

- 3-1 1 ① 市の業務継続体制の強化
- 3-1 1 ② 庁舎等の耐震化・維持管理
- 3-1 1 ③ 停電時の行政機能の確保
- 3-1 1 ④ ICT部門における業務継続体制の整備
- 3-1 4 ① 市の災害対応力の維持・強化
- 3-1 4 ② 避難行動要支援者名簿の作成・個別避難計画の策定

##### イ 消防

- 2-4 ③ 消防団への加入促進
- 3-4 ① 消防施設の機能維持
- 3-4 ② 消防施設における燃料の確保

- 3-4 ③ 大規模災害時の消防力の確保
- 3-4 ⑤ 消防団員の技術力の向上
- 3-4 ⑥ 津波災害時の消防団員の安全確保

##### ウ 情報通信

- 3-1 ① 関係行政機関等による情報共有体制の強化
- 3-1 ② 秋田県総合防災情報システムによる迅速かつ確実な情報伝達体制の強化

##### エ 訓練・普及啓発

- 2-2 ① 自主防災活動の充実・強化
- 2-2 ② 防災訓練の充実

- 2-2 ③ 防災教育の充実

## ②住環境・国土保全（インフラ）

- 1-2① 道路施設の防災対策、耐震化・老朽化対策
- 1-3② 下水道施設の耐震化・耐水化
- 1-4② 公共特定建築物等の耐震化
- 1-4③ 公営住宅の長寿命化
- 1-4④ 社会福祉施設等の耐震化
- 1-4⑤ 学校施設の耐震化
- 1-4⑥ 指定文化財・史跡の耐震化
- 1-5① 堤防の整備
- 1-6① 流域治水対策
- 1-6② 内水浸水対策
- 1-7① 避難小屋等の強化
- 1-7② 土砂災害対策施設の整備
- 1-7③ 土砂災害による住宅被害の軽減

- 2-1① 雪下ろし事故防止対策
- 2-5① 住宅の耐震化
- 2-5② 家具類の固定など室内安全対策
- 2-5③ 住宅用火災警報器の設置
- 3-5④ 天井落下防止対策の推進
- 5-6① 高速道路・幹線道路等の整備
- 5-6② 羽越本線の高速化の推進
- 5-6④ 鉄道施設の耐震化・防災対策の促進
- 5-8① 水道施設（配水池・管路）の耐震化・老朽化対策
- 6-2① 下水道に係る業務継続計画策定、施設耐震化・老朽化対策

## ③保健医療・福祉

- 3-6① 災害医療における医療機関等との連携強化
- 3-6② 医療機関での非常時対応体制の確保

- 3-6③ ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実
- 3-7① 感染症対策

## ④環境・農林水産

- 1-8① ため池のハザードマップ作成の推進
- 1-8② 農業用ため池の整備
- 1-9① 農地・農業用施設等の保全管理の推進
- 1-9② 森林整備

- 1-9③ 治山対策
- 3-9① 災害廃棄物処理体制の構築
- 6-7① 農業水利施設の保全管理

## ⑤産業・エネルギー・情報通信

- 5-1① 災害時における石油類燃料の確保
- 5-1② ガス供給施設・設備の強化
- 5-2① 危険物施設の防災体制の強化

- 5-3① 電話施設・設備の強化
- 5-3② 災害時における通信手段の確保
- 5-5① 企業における業務継続体制の強化

## ⑥交通・物流

- 1-1② 道の駅における防災拠点機能の確保
- 2-3① 自助による備蓄の推進
- 3-3① 孤立危険性のある集落との通信手段等の確保
- 3-3② 緊急物資の備蓄
- 3-3③ 孤立危険性のある集落への接続路線の確保
- 3-15① 共同備蓄物資の整備
- 3-15② 支援物資の供給等に係る受援体制の構築

- 5-4① 停電時の信号機滅灯対策
- 5-6③ 路線バス等地域公共交通の確保
- 5-7① 道路の防雪施設の整備
- 5-7② 暴風雪時における的確な道路管理
- 5-7③ 道路の除雪体制の確保

## 横断的分野

### ①地域づくり・リスクコミュニケーション

- 1-4① 空き家対策
- 2-2① 自主防災活動の充実・強化
- 2-2② 防災訓練の充実
- 2-2③ 防災教育の充実
- 2-4② 地域コミュニティの維持
- 3-2① 液状化ハザードマップの作成
- 3-10① 災害ボランティアセンターの設置・運営
- 3-12① 洪水ハザードマップの作成

- 3-12② 高潮ハザードマップの作成
- 3-12③ 内水ハザードマップの作成
- 3-12④ 避難指示等の発令基準等の策定
- 3-13① 火山防災協議会による火山災害対策
- 3-13② 火山避難計画・ハザードマップの作成
- 3-13③ 火山噴火に対する警戒避難体制の整備
- 3-13④ 土砂災害ハザードマップの作成
- 3-13⑤ 避難指示等の発令基準等の策定、警戒避難体制の整備

### ②老朽化対策

- 1-2① 道路施設の防災対策、耐震化・老朽化対策
- 6-2① 下水道に係る業務継続計画策定、施設耐震化・老朽化対策
- 6-2② 汚水処理施設の機能保持・老朽化対策
- 6-3① 海岸保全施設（漁港海岸）の老朽化対策

- 6-4① 河川・ダム関連施設の老朽化対策
- 6-5① 土砂災害対策施設の老朽化対策
- 6-7① 農業水利施設の保全管理

### ③官民連携

- 3-10② 災害対応に不可欠な建設業との連携
- 3-10③ 建設業の担い手の確保・育成

- 3-15② 支援物資の供給等に係る受援体制の構築

#### ④デジタル技術活用

- 3-1② 秋田県総合防災情報システムによる迅速かつ確実な情報伝達体制の強化
- 3-15③ 新物資システム（B-PLo）の活用
- 4-1① デジタル技術を活用した上水道の管理
- 4-2① デジタル技術を活用した避難所開設・住家被害認定調査の検討
- 4-4① デジタル技術を活用した河川水位等の観測・情報提供体制の強化
- 4-5① 消防分野におけるデジタル等新技術の導入による災害対応力の向上